

令和4年安高企財公示第3号（令和5年度及び令和6年度において、市が発注する建設工事等の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等。以下「3号公示」という。）の追加申請期間等について、次のとおり定めた。

安芸高田市長 石丸伸二

1 追加申請期間

(1) 電子申請

別表各項左欄の期間内に電磁的記録を広島県及び市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、持参又は郵送等により別に提出すべき添付書類を同表各項右欄の日までに安芸高田市企画部財政課入札・検査係（安芸高田市吉田町吉田791）に到達させなければならない。ただし、別に提出すべき添付書類は、到達期限までの消印有効とする。（それぞれの期限までに記録又は到達しない場合は、申請全体を無効とする。）

(2) 窓口における申請

別表左欄のとおり

2 申請に係る添付書類の特例

別表各項左欄の期間に行う追加申請には、3号公示別表第2第3号ただし書の規定にかかわらず、それぞれ別表各項中欄に掲げる日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値通知書（以下「通知書」という。）で最新のものを添付するものとする。

別表

追加申請期間	経営事項審査の結果通知書等の審査基準日	電子申請において別に提出すべき添付書類の到達期限
令和5年4月3日（月）から 令和5年6月15日（木）まで	令和3年11月3日	令和5年6月15日（木）
令和5年6月16日（金）から 令和5年7月18日（火）まで	令和4年1月16日	令和5年7月18日（火）
令和5年7月19日（水）から 令和5年8月15日（火）まで	令和4年2月19日	令和5年8月15日（火）
令和5年8月16日（水）から 令和5年9月15日（金）まで	令和4年3月16日	令和5年9月15日（金）
令和5年9月19日（火）から 令和5年10月16日（月）まで	令和4年4月19日	令和5年10月16日（月）

令和5年10月17日(火)から 令和5年11月15日(水)まで	令和4年5月17日	令和5年11月15日(水)
令和5年11月16日(木)から 令和5年12月15日(金)まで	令和4年6月16日	令和5年12月15日(金)
令和5年12月18日(月)から 令和6年1月15日(月)まで	令和4年7月18日	令和6年1月15日(月)
令和6年1月16日(火)から 令和6年2月15日(木)まで	令和4年8月16日	令和6年2月15日(木)
令和6年2月16日(金)から 令和6年3月15日(金)まで	令和4年9月16日	令和6年3月15日(金)
令和6年3月18日(月)から 令和6年4月15日(月)まで	令和4年10月18日	令和6年4月15日(月)
令和6年4月16日(火)から 令和6年5月15日(水)まで	令和4年11月16日	令和6年5月15日(水)
令和6年5月16日(木)から 令和6年6月17日(月)まで	令和4年12月16日	令和6年6月17日(月)
令和6年6月18日(火)から 令和6年7月16日(火)まで	令和5年1月18日	令和6年7月16日(火)
令和6年7月17日(水)から 令和6年8月15日(木)まで	令和5年2月17日	令和6年8月15日(木)
令和6年8月16日(金)から 令和6年9月17日(火)まで	令和5年3月16日	令和6年9月17日(火)